

岡崎市都市政策部建築指導課からのお願い！

幅員4m未満の狭い道路沿いにフェンスや塀を設置される方へ

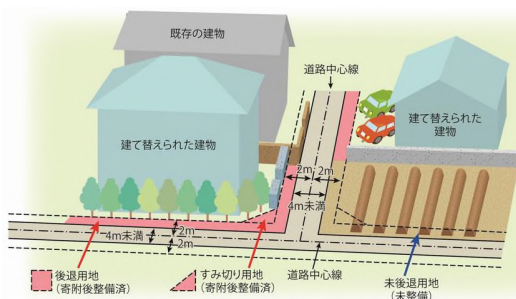
 狭い道路にフェンスや塀を設置される際は、**建築士等**へご相談ください。

建築基準法上の道路について

建築基準法では、建築物の敷地は、通風や日当たりを確保するだけでなく、災害時（火災、地震等）の避難や救助作業をスムーズに行うため、幅員4m以上の道路に（2m以上）接していなければならない規定があります。

幅員4m未満の道路（狭あい道路）でも、昔から建物が建ち並んでいて、道路の中心線から2メートル敷地を後退（セットバック）することで、建物を建築できることになっています。

なお、セットバック用地には、建築物はもちろんのこと、フェンスや塀もつくることができません。



道路後退を行わないと

幅員4m未満の道路（狭あい道路）は、災害時の避難や通行、そして日常の生活のうえでも、安全な道路とはいえません。

建築物を建築するとき、塀などを造るときには、ルールを守って”安全なまち”をつくりましょう。



ルール違反になると

法令に違反している場合は、**所有者自らの責任で直さなければいけません**。
多額の費用がかかることもあります。建築士等に相談するなど慎重に計画しましょう。

○建築基準法上の道路相談
建築指導課建築審査係
TEL 0564-23-6332

○改善に関する相談
建築指導課監察指導係
TEL 0564-23-6816

○塀などを造る際の相談
住環境整備課狭あい道路整備係
TEL 0564-23-6848